

一定規模以上の土地取引の後には届出が必要です！

一定規模以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法により、権利取得者（譲受人）は、土地の利用目的の審査を受けるために、契約締結日（契約締結日を含む）から2週間以内に、土地の所在する市町村に届出をしなければなりません。

※届出をしなかったり、虚偽の届出をすると罰せられる場合があります。

届出の必要な一定規模以上の土地取引

取引の規模（面積要件）

- ①市街化区域 2,000㎡以上
- ②①を除く都市計画区域 5,000㎡以上
- ③都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上

取引の形態

- 売買
 - 交換
 - 共有物の持分権の譲渡
 - 営業譲渡（譲渡する財産に土地が含まれる場合）
 - 譲渡担保
 - 一時金を伴う地上権・賃借権の譲渡又は設定
 - 予約完結権・買戻権等の形成権の譲渡
 - 所有権の移転を受ける権利を含む信託受益権の譲渡
 - 代物弁済
 - 農地の取引（農地法第5条第1項の許可を要する場合）
 - 保留地処分（土地区画整理法）等
- ※これらの取引の予約である場合も含まれます。
※停止条件付、期限付、買戻特約付契約である場合も含まれます。

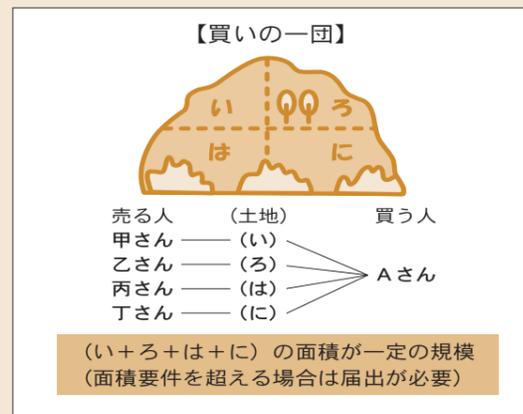
届出の手続き

- 届出者 土地の権利取得者（売買の場合であれば買主）
 - 届出期限 契約締結日（契約締結日を含む）から2週間以内
 - 届出窓口 土地の所在する市町村の国土利用計画法担当課
 - 届出書類
（1）土地売買等届出書 （2）土地売買等の契約書の写し （3）位置図（土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図） （4）住宅地図（土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面） （5）公図（土地の形状を明らかにした図面） （6）その他（代理人へ委任した場合の委任状等）
- ※（1）の届出書は、茨城町のホームページからダウンロードできます。
(<http://mina.center.town.ibaraki.ibaraki.jp/viewer/info.html?id=1506>)

【問合せ先】 まちづくり推進課 ☎240-7126(直通)

一団の土地取引(事後届出制の場合)

個々の取引面積は小さくても、権利取得者（売買の場合であれば買主）が権利を取得する土地の合計が左記の面積以上になる場合（「買いの一団」といいます。）には届出が必要です。



町民教養講座「世界の料理教室」参加者募集!!

毎回、世界各国の主婦の方を講師に、その国の文化や家庭料理について学ぶ教室です。

日時：11月13日・20日・27日（木）の全3回
午前10時～午後1時

場所：茨城町総合福祉センターゆうゆう館 調理室
料金：4,500円（3回分）

内容：フィリピン・インドネシア・中国の家庭料理を調理、試食しながら各国の文化を学びます。

対象：町内在住の20歳以上の方（定員16名）

申込：10月6日～20日の間に電話またはメールにてお申込みください。

☎240-7122

メール kyouko_m@town.ibaraki.ibaraki.jp

メールタイトル「世界の料理教室申し込み」

（氏名・性別・年齢・電話番号・住所明記）

主催：生涯学習課 共催：茨城町国際交流クラブ

—中学校3年生の皆さんへ—

陸上自衛隊高等工科学校生徒募集のお知らせ

〈技術を学びながら高等学校卒業の資格取得〉

◆受付時期

推薦採用 11月1日(土)～12月5日(金)

一般採用 11月1日(土)～平成27年1月9日(金)

◆応募資格

日本国籍を有する中卒(見込含)15歳以上17歳未満の男子(平成10年4月2日から平成12年4月1日までの間に生まれた者)

◆試験

推薦採用 平成27年1月10(土)～12日(月)の指定する1日

一般採用 第1次 平成27年1月24日(土)

第2次 平成27年2月5日(木)～8日(日)の指定する1日

◆学校所在地：神奈川県横須賀市御幸浜2-1

(全寮制)

◆手 当：94,900円 期末手当当年2回

(法律の改正により改定する場合があります)

◆その他

一般高校と同じ学科と各種技術の基礎を学び、3年間の教育修了時には、高等学校卒業資格を取得できます。

【問合せ先】 ご不明な点はお問い合わせください。

自衛隊茨城地方協力本部 水戸募集案内所

☎029-226-9294

U R L <http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/>

E-mail hq1-ibaraki@pco.mod.go.jp

茨城町まちづくり推進課 ☎029-240-7126

情報ひろば

10月号

2014 October その2

INFORMATION INFORMATION INFORMATION

◆めざそう 住みよい まちづくり 行政相談◆

10月20日～10月26日は行政相談週間です

毎日の暮らしの中で、困っていること、望んでいることはありませんか？こんな時、行政相談委員にご相談ください。ご相談は、無料・秘密厳守です。事前申し込みは不要ですので、お気軽にご利用ください。

【日 時】 10月20日(月) 午後1時～4時

【場 所】 茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」2階会議室3

【相談委員】 石井 敏 幸 ☎029-292-0263(代)
海老澤 栄 子

【問合せ先】 茨城町総務課 ☎029-240-7125

◆行政書士無料相談会を同日開催します。◆

【相談内容】 遺産分割・相続・遺言関係の相談や土地活用、国籍、各種契約などに関すること。

【日 時】 10月20日(月) 午後1時～4時

【場 所】 総合福祉センター「ゆうゆう館」2階会議室3

【相 談 員】 茨城県行政書士会水戸支部 会員

【問合せ先】 茨城県行政書士会水戸支部事務局
☎029-251-3101

◆くらしの困りごと相談所◆

行政相談週間にあわせ、茨城県市町村会館1階講堂においても、次のとおり行政相談を行います。

【日 時】 10月24日(金) 午前10時半～午後3時

【主 催】 総務省茨城行政評価事務所

(参加予定機関)

水戸地方方法務局、水戸財務事務所、茨城労働局、茨城運輸支局、茨城県、茨城県警察本部、水戸市、茨城県弁護士会、茨城司法書士会、行政相談委員、茨城行政相談評価事務所 等

となりのまちから

ひたちなか市
ひたちなか市産業交流フェア

▼日時 11月2日(月・祝)
11月3日(月)

▼場所 午前9時～午後3時30分
ひたちなか市総合運動公園

【問合せ先】 茨城町まちづくり推進課
☎029(273)0111

ひたちなか市商工振興課
☎029(273)0111

第20回東海1～MOのまつり

▼日時 11月23日(日)

▼場所 午前8時45分～午後3時40分
東海文化センター及び周辺

【問合せ先】 東海1～MOのまつり運営協議会
☎029(282)1711

ちびっぴーふじ保育園

「なかよしのおともだち」
なかむら ここね(6歳)

「ラプンツェルにあいたいな♡」
えびさわ ゆめ(5歳)